（農業経営収入保険の保険料に係る負担金の交付）

**第五条**　法第十六条の規定による負担金は、当該負担金の総額（以下この条及び次条において「保険料国庫負担金」という。）のうち、当該保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の合計金額を超える場合におけるその超える部分の金額を、全国連合会が徴収すべき保険料（被保険者の負担に係る部分に限る。）の総額のうち全国連合会が徴収した金額の割合に応じて交付する。

（農業経営収入保険の保険料に係る負担金の特別会計への計上）

**第六条**　法第十六条の規定による負担金は、次の各号に掲げる場合に応じて、保険料国庫負担金のうち当該各号に定める金額を、全国連合会に交付するのに代えて、全国連合会が政府に支払うべき再保険料の全部又は一部に充てて、食料安定供給特別会計の再保険料収入に計上する。

一　保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額を超える場合　当該再保険料の額に相当する金額

二　保険料国庫負担金が全国連合会が政府に支払うべき再保険料の額を超えない場合　保険料国庫負担金の全額に相当する金額

（事務費に係る負担金の交付）

**第七条**　法第十九条の規定により国庫が負担する事務費のうち、令第四条第一項第一号に掲げる費用に係る負担金は、組合等にあってはその行う共済事業の規模、都道府県連合会にあってはその行う保険事業の規模に応じて、これを交付する。

## 第二章　農業共済団体の組織

（組合員資格者から除く者の基準）

**第八条**　法第二十条第一項の農林水産省令で定める基準は、同項第一号又は第三号から第五号までに定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有するもの（同条第二項の規定により同条第一項第一号、第三号又は第四号に定める者で当該農業共済組合の区域内に住所を有する者とみなされる者を含む。）について、同項第二号及び第六号並びに次の各号のいずれにも該当しないこととする。

一　水稲、陸稲及び麦の耕作面積の合計が十アールを下回らず四十アールを超えない範囲内（北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で定款で定める面積以上であること。

二　当該農業共済組合の行う果樹共済においてその共済目的の種類とされている果樹の類区分ごとの栽培面積（主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用されている特定園芸施設の内部で栽培されるうんしゅうみかん及びぶどうの栽培面積にあっては、当該栽培面積に二を乗じて得た面積）のいずれかが五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。

三　当該農業共済組合の行う畑作物共済においてその共済目的の種類とされている農作物の類区分ごとの栽培面積のいずれかが五アールを下回らず三十アールを超えない範囲内（北海道にあっては、三十アールを下回らず一ヘクタールを超えない範囲内）で定款で定める面積以上であること又はその共済目的の種類とされている蚕繭の類区分ごとの蚕種の掃立量のいずれかが〇・二五箱を下回らず二箱を超えない範囲内で定款で定める箱数以上であること。

四　その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設にあっては、その設置面積に二を乗じて得た面積。第七十五条第一項第一号において同じ。）の合計が二アールを下回らず五アールを超えない範囲内で定款で定める面積以上であること。

2　前項第三号の蚕種の掃立量は、蚕種二万粒を納める容器に収納される蚕種の量を一箱として計算するものとする。

（農業共済資格団体の要件）

**第九条**　法第二十条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の農林水産省令で定める事項は、団体の目的、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法、代表者、代表権の範囲並びに団体の意思の決定機関及びその決定の方法とする。

2　法第二十条第二項の農林水産省令で定める基準は、次に掲げる要件を備えていることとする。

一　構成員の農業経営の安定を図り、農業の健全な発展に資することをその目的に含んでいること。

二　共済掛金の分担及び共済金の配分の方法が衡平を欠くものでないこと。

三　代表者の選任の手続、代表権の範囲及び団体の意思の決定機関を明らかにしていること。

四　当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

（共済事業を行う全国連合会の組合員資格者から除く者の基準）

**第十条**　法第二十条第四項の農林水産省令で定める基準については、第八条の規定を準用する。

（議決権行使の電磁的方法）

**第十一条**　法第二十三条第二項（法第二十九条第七項において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一　電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの

二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

（脱退をしない組合員の基準）

**第十二条**　法第二十五条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

一　法第百五条第二項の規定による家畜共済、園芸施設共済又は任意共済の共済関係の消滅により共済関係の全部が消滅することとなる組合員であること。

二　農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の消滅（法第百五条第二項の規定による園芸施設共済の共済関係の消滅を除く。）により共済関係の全部が消滅することとなる組合員について、当該農作物共済、果樹共済、畑作物共済又は園芸施設共済の共済関係の成立の日から起算して一年を経過していないこと。

三　全国連合会との間に農業経営収入保険の保険関係が存する組合員であること。

（脱退する組合員から除外する組合員）

**第十三条**　法第二十五条第三項の農林水産省令で定める組合員は、前条第一号の規定により脱退をしないものとされた組合員及び解散後その清算の結了に至るまでの組合員とする。

（創立費）

**第十四条**　農業共済団体の負担に帰すべき創立費及びその償却方法は、創立総会の承認を経なければならない。

（事業計画書）

**第十五条**　農業共済組合についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　組合員たる資格を有する者の法第二十条第一項各号に定める者ごとの概数

二　共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあっては、共済目的の概数）

三　設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

2　都道府県連合会についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　組合員たる資格を有する者の数

二　共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあっては、共済目的の概数）

三　設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算

3　全国連合会についての法第三十条第一項の規定により提出する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　法第二十条第三項の規定により組合員たる資格を有する者の数

二　法第二十条第四項の規定により組合員たる資格を有する者の同条第一項各号ごとの概数